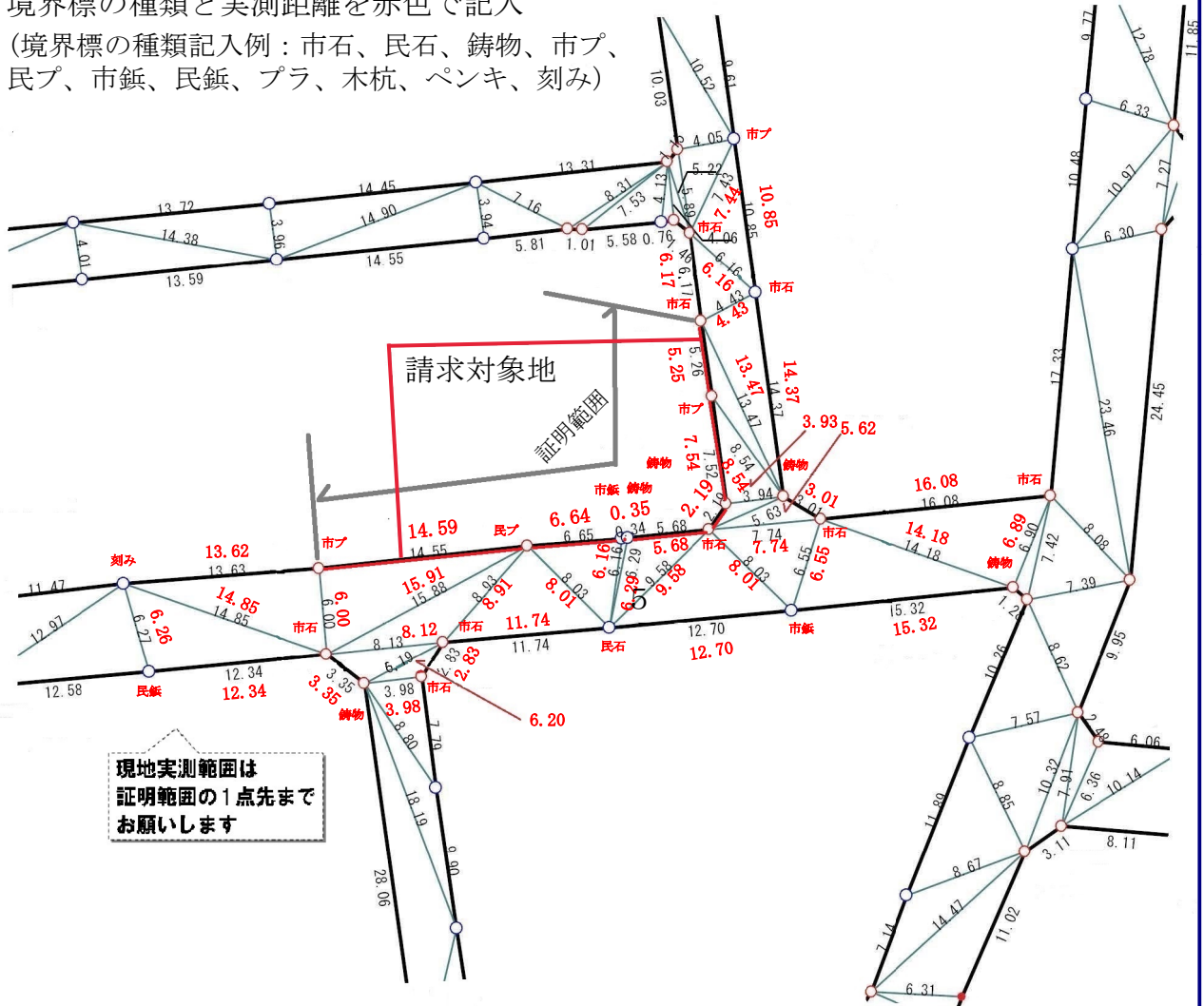


《写し証明 現地実測図記入例》

※現地実測数値は、道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入

境界標の種類と実測距離を赤色で記入

(境界標の種類記入例：市石、民石、鋳物、市プ、民プ、市鋳、民鋳、プラ、木杭、ペンキ、刻み)



【注意事項】

- 1 現地実測数値と境界標の種類は、赤色で記入してください。
- 2 現地実測数値は、必ず道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入してください。(プロット図や地積測量図などを新たに作成する必要はありません)
- 3 証明請求対象地側だけの片側証明となります。
- 4 現地の実測は請求日以前3か月以内の直近日に行ってください。(現地調査日から請求までに日数が経過していると、現地の状況が変化する場合があります、そのため証明交付ができないことがあります)
- 5 「写し証明」の使用用途は、請求者が行う法務局への地積更正若しくは地図訂正又は関東財務局への払下げ若しくは物納の申請に係る添付資料に限定されています。